

5. 国定公園管理指針の許可、届出等取扱方針の概要（特別地域）

（平成27年1月末現在）

行為の種類	大沼国定公園	ニセコ積丹小樽海岸国定公園	暑寒別天売焼尻国定公園	網走国定公園	日高山脈襟裳国定公園	
(1) 建築物	屋根の形状	原則として勾配屋根。やむを得ず陸屋根の場合、原則として傾斜パラペット（傾斜の付いた庇）	原則として勾配屋根。やむを得ず陸屋根の場合、原則として傾斜パラペット（傾斜の付いた庇）	原則として切妻、寄棟等。やむを得ず陸屋根の場合、必要に応じて傾斜パラペット（傾斜の付いた庇）	原則として切妻、寄棟等。やむを得ず陸屋根の場合、必要に応じて傾斜パラペット（傾斜の付いた庇）。カマボコ型の倉庫等は避ける	原則として切妻、寄棟等。やむを得ず陸屋根の場合、必要に応じて傾斜パラペット（傾斜の付いた庇）。
	屋根の色彩	原則としてこげ茶色、赤錆色、暗緑色	原則としてこげ茶色、赤錆色、暗緑色、群青色	原則としてこげ茶色、赤錆色、暗緑色、群青色など	原則としてこげ茶色。周囲の状況により赤錆色、暗緑色、群青色など	原則としてこげ茶色、赤錆色、暗緑色、群青色
	外壁の色彩	原則としてクリーム色、灰色、白色、茶色系統及び自然材料の色彩	原則としてクリーム色、グレー色、白色、茶色系統及び自然材料の色彩	原則としてクリーム色、灰白色、茶色系統や自然材料の色彩など周辺の自然環境と調和のもの	原則としてクリーム色、グレー色、白色、茶色系統及び自然材料の色彩	原則としてクリーム色、グレー色、白色、アイボリー、ベージュ、茶色系統及び自然材料の色彩
	デザイン等	極力単純な形態とし、周辺の自然環境と調和のとれたもの ※	極力単純な形態とし、周辺の自然環境と調和のとれたもの ※	極力単純な形態とし、周辺の自然環境と調和のとれたもの ※	極力単純な形態とし、周辺の自然環境と調和のとれたもの ※	極力単純な形態とし、周辺の自然環境と調和のとれたもの ※
	修景緑化	できる限り植栽を行う	できる限り植栽を行う	できる限り植栽を行う	できる限り植栽を行う	可能な限り現地産樹木等の植栽を行う
(2) 道路	防護柵は、原則としてガードレールとし、色彩は灰色 防雪柵等の工作物は極力単純な形状とし、色彩は灰色又はこげ茶色 現道路から湖側は、原則として拡幅を認めない	防護柵は、原則としてガードケーブルとし、色彩は灰色 防雪柵等の工作物は極力単純な形状とし、色彩は灰色又はこげ茶色	防護柵は、原則としてガードケーブルとし、色彩は灰色 防雪柵等の工作物は極力単純な形状とし、色彩は灰色又はこげ茶色	防護柵は、原則としてガードレールとし、色彩は灰色 防雪柵等の工作物は極力単純な形状とし、色彩は灰色又はこげ茶色	防護柵は、原則としてガードレールとし、色彩は灰色 防雪柵等は極力単純な形状とし、色彩は灰色又はこげ茶色	
	(3) 電柱、鉄塔、アンテナ等	電力柱と電話柱が隣接する場合は、原則として共架 利用拠点では可能な限り地下埋設 色彩は、原則として灰色又はこげ茶色	電力柱と電話柱が隣接する場合は、原則として共架 利用拠点では可能な限り地下埋設 色彩は、原則として灰色又はこげ茶色	電力、電話の共架 利用拠点では可能な限り地下埋設 色彩は、原則として灰色又はこげ茶色	電力柱と電話柱が隣接する場合は、原則として共架 利用拠点では可能な限り地下埋設。 色彩は、原則として灰色又はこげ茶色	電力、電話の共架 利用拠点では可能な限り地下埋設 色彩は、原則として灰色又はこげ茶色
(4) その他の工作物	色彩は、原則として灰色系統又はこげ茶色系統	色彩は、原則として灰白色系統又はこげ茶色系統	色彩は、原則として灰白色系統又はこげ茶色系統	色彩は、原則として灰白色系統又はこげ茶色系統	色彩は、原則として灰白色系統又はこげ茶色系統	
(5) 風力発電施設			原則として許可しない。			

※ 建築物デザインの「極力単純な形態」とは、サイロなど特殊な用途の建築物を除き、原則として四角形の立方体を基本とし、切妻屋根などの勾配屋根を有する形状をいいます。また、「周辺の自然環境と調和のとれたもの」とは、街並み景観との調和を含みます。

※ 特別地域、特別保護地区及び海域公園地区内の高さや建ぺい率、後退距離などの許可基準は、自然公園法施行規則第11条に規定されています。

国立公園管理指針の許可、届出等取扱方針の概要（特別地域）

（平成27年1月末現在）

行為の種類	大沼国立公園	ニセコ積丹小樽海岸国定公園	暑寒別天売焼尻国立公園	網走国立公園	日高山脈襟裳国立公園
木竹の伐採	利用拠点の周辺、公園車道、自転車道及び歩道沿線は、風致に与える影響が少ない施業方法	利用拠点の周辺、公園車道及び歩道沿線は、環境に与える影響が少ない施業方法	利用拠点の周辺、公園車道及び歩道沿線は、自然環境に与える影響が少ない施業方法	利用拠点の周辺、公園車道及び歩道沿線は、風致に与える影響が少ない施業方法	利用拠点の周辺、公園車道及び歩道沿線は、自然環境の保全に留意した施業方法
鉱物又は土石の採取 (1) 鉱物の掘採 (2) 土石の採取	原則として業として行う大規模なものは認めない	原則として業として行う大規模なものは認めない	原則として業として行う大規模なものは認めない	原則として業として行う大規模なものは認めない	原則として業として行う大規模なものは認めない
鉱物又は土石の採取 (1) 鉱物の掘採 (2) 土石の採取	原則として業として行う大規模なものは認めない	原則として業として行う大規模なものは認めない	原則として業として行う大規模なものは認めない。温泉ボーリングは、公益目的及び共同利用以外は認めない	原則として漁港整備など公共事業及び農林水産業に必要な行為以外は認めない	原則として業として行う大規模なものは認めない
広告物 (1) 営業用 設置場所 広告物	現に営業を行っている敷地以外の設置は認めない。店舗等が主要道路に面していない場合は、必要最小限の誘導標識を進入分岐点に認める。多数設置される箇所は、集合看板とする	現に営業を行っている敷地以外の設置は認めない。店舗等が主要道路に面していない場合は、必要最小限の誘導標識を進入分岐点に認める。多数設置される箇所は、集合看板とする	原則として現に営業を行っている敷地以外の設置は認めない。店舗等が主要道路に面していない場合は、必要最小限の誘導標識を進入分岐点に認める。多数設置される箇所は、集合看板とする	原則として現に営業を行っている敷地以外の設置は認めない。店舗、事務所等へ誘導するものは進入分岐点に認めるが、多数設置されている地区は、集合看板とする。能取漁港地域での煙突の壁を利用した広告は認めない	【日高山脈地区】 原則として設置を認めない 【アポイ岳周辺地区、広尾・襟裳岬海岸及び豊似湖周辺地区】 原則として現に営業を行っている敷地以外の設置は認めない。店舗、事務所等へ誘導するものは進入分岐点に認めるが、多数設置されている地区は集合看板とする
色 彩	原則として白、黒、こげ茶色を基調。ただし、部分的な使用であれば赤、青、緑等の原色も認める	原則として白、黒、こげ茶色を基調。ただし、部分的な使用であれば赤、青、緑等の原色も認める	原則として白、黒、こげ茶色を基調。ただし、部分的な使用であれば赤、青、緑等の原色も認める	原則として白、黒、こげ茶色を基調。ただし、部分的な使用であれば赤、青、緑等の原色も認める	原則として白、黒、こげ茶色を基調。ただし、部分的な使用であれば赤、青、緑等の原色も認める
材 料	極力、木材等の自然素材	極力、木材等の自然素材	極力、木材等の自然素材	極力、木材等の自然素材	極力、木材等の自然素材
(2) 公共的 設置場所 広告物 指 導 標 案 案内板	利用上の効果を考え、適切な箇所を検討する	利用上の効果を考え、適切な箇所を検討する	利用上の効果を考え、適切な箇所を検討する	利用上の効果を考え、適切な箇所を検討する	利用上の効果を考え、適切な箇所を検討する
色 彩	原則として白、黒、こげ茶色を基調。ただし、部分的な使用であれば赤、青、緑等の原色も認める	原則として白、黒、こげ茶色を基調。ただし、部分的な使用であれば赤、青、緑等の原色も認める	原則として白、黒、こげ茶色を基調。ただし、部分的な使用であれば赤、青、緑等の原色も認める	原則として白、黒、こげ茶色を基調。ただし、部分的な使用であれば赤、青、緑等の原色も認める	原則として白、黒、こげ茶色を基調。ただし、部分的な使用であれば赤、青、緑等の原色も認める
材 料	極力木材等の自然素材	極力木材等の自然素材	極力木材等の自然素材	極力木材等の自然素材	極力木材等の自然素材

※ 特別地域、特別保護地区及び海域公園地区内の伐採率や高さ、表示面積などの許可基準は、自然公園法施行規則第11条に規定されています。

6. 国定公園管理指針の許可、届出等取扱方針の概要（普通地域）

（平成27年1月末現在）

行為の種類	大沼国定公園	ニセコ積丹小樽海岸岫巒	暑寒別天売焼尻国定公園	網走国定公園	日高山脈襟裳国定公園
工作物 (1) 建築物	周辺地域の風致に与える影響が予測されるので、原則として建築物の高さは、周辺の樹木の高さ等を考慮して、最高で20mとする	周辺地域の風景に与える影響が予測されるため、原則として建築物の高さは、周辺の樹木の高さ等を考慮して、最高15mとする	周辺地域の風景に与える影響が予測されるため、原則として建物の高さは、周囲の樹木の高さ等を考慮して、最高15mとする	周辺地域の風景に与える影響が予測されるため、原則として建築物の高さは、周囲の樹木の高さ等を考慮して、最高15mとする	周辺地域の風景に与える影響が予測されるため、原則として建築物の高さは、周囲の樹木の高さ等を考慮して、最高15mとする

※ 普通地域内の届出の対象となる工作物の規模は、自然公園法施行規則第14条に規定されています。

※ 数値基準のない定性的な基準（例：「公園の保護又は利用に支障を及ぼすものでないこと。」といった基準。）については、個々の事案毎に現地の状況において判断し、必要な指導を行います。

7. 国立公園管理指針の公園事業取扱方針の概要

(平成27年1月末現在)

事業の種類	大沼国立公園	ニセコ積丹小樽海岸岨岨	暑寒別天売焼尻国立公園	網走国立公園	日高山脈襟裳国立公園
<p>宿舎</p> <p>〔旅館業法の許可を必要とする施設で、不特定多数の公園利用者の宿泊の用に供するもの。別荘、分譲ホテル、保養所、社員寮、下宿を除く。〕</p>	<p>【全地区】 デザイン、色彩等は許可取扱と同様</p> <p>【南大沼集団施設地区・南部整備計画区】 高さ16m以内</p>	<p>【全地区】 デザイン、色彩等は許可取扱と同様。 収容力に見合った駐車スペースを確保する</p> <p>【祝津集団施設地区】 高さ 15m以内 後退距離(外壁面) 道道歩道敷2m以上</p> <p>【湯本温泉集団施設地区】 高さ A地区20m以下 B地区16m以下 C地区13m以下 建ぺい率50%以下 後退距離(水平投影外周) 主要道路20m以上 その他道路5m以上 敷地境界 5m以上</p> <p>【比羅夫】 高さ22m以内 後退距離(水平投影外周) 主要道路10m以上</p> <p>【ニセコアンヌプリ南麓】 高さ 本屋15m以内 塔屋18m以内</p> <p>【昆布温泉】 高さ 本屋20m以内 塔屋25m以内 建ぺい率50%以下</p> <p>【ワイスホルン、新見温泉、朝日温泉、五色温泉、忍路湾、野塚】 高さ 15m以内</p> <p>【雷電温泉】 高さ 26m以内</p> <p>【益】 高さ もいわ荘(H6年整備)の地盤高を基準に19m以下</p>	<p>【全地区】 デザイン、色彩等は許可取扱と同様。 収容力に見合った駐車スペースを確保する</p>	<p>【全地区】 デザイン、色彩等は許可取扱と同様</p> <p>【女満別集団施設地区】 高さ 本屋17m以内</p> <p>【富武士、栄浦、三里浜、テイネイ】 高さ 本屋17m以内 塔屋22m以内</p> <p>【能取湖・能取半島】 高さ 15m以内 設置位置は内陸側</p> <p>【ニツ岩、呼人浦】 高さ 30m以内</p>	<p>【全地区】 デザイン、色彩等は許可取扱と同様</p>

国定公園管理指針の公園事業取扱方針の概要

(平成27年1月末現在)

事業の種類	大沼国定公園	ニセコ積丹小樽海岸岨岨	暑寒別天売焼尻国定公園	網走国定公園	日高山脈襟裳国定公園
道路(車道)	<p>【全路線】 付帯施設等は、許可取扱の工作物(建築物、道路)と同様とする。</p> <p>【大沼周回線】 道路の改良に当たっては、周囲の自然環境に配慮して施工するものとし、湖岸景観や地形等も考慮して、歩道や自転車道は部分的に道路から分岐したルートも検討する。また、現道路から湖側は、湖岸の風致を維持するため、原則として拡幅を行わない。</p> <p>【小沼周回線】 現道の改良に当たっては、長大法面が生じないような工法を取り入れるなど周囲の自然環境や景観の保全に配慮する。また、現道路から湖側は、湖岸の風致を維持するため、原則として拡幅を行わない。</p> <p>【大沼鹿部線】 現道の改良に当たっては、支障木の伐採を極力伴わない。</p> <p>【日暮山線】 区間の改良に当たっては、樹木の伐採を極力避け、拡幅も最小限とする。拡幅が困難な場合は車両交差のための待避所の方法なども検討する。</p>	<p>【全路線】 整備改良に当たっては、出来る限り現在の道路敷地内にとどめるよう努め、自然環境を損なわないよう配慮する。特に、自然林内を通る部分の改良等に当たっては極力、立木の伐採などが生じないように努め、未開通部分の車道整備に当たっては、出来る限り大規模な土地の改変を避け、トンネル、橋梁を主体として自然環境の保全に留意する。</p> <p>法面工事の施工に当たっては、既存の植生に配慮しながら緑化するなどし、自然公園にふさわしい道路となるよう整備に努める。また、擁壁、トンネルの開口部などに、必要に応じて自然石又は自然石を模した材料などを検討することや道路の防護柵や街路灯などのデザインや色彩への配慮とともに、トンネル、覆道などに付帯する建築物も陸屋根を避けるなど周辺の自然環境との調和を図る。</p> <p>付帯施設等は、許可取扱の工作物(建築物、道路)と同様とする。</p>	<p>【全路線】 整備改良に当たっては、できる限り既存敷地内にとどめるよう努め、自然環境を損なわないよう配慮する。特に、自然林内を通る部分の改良等に当たっては、必要に応じ環境調査等を行い、支障木の伐採等改変を最小限にとどめるなど、自然公園にふさわしい道路となるよう留意する。</p> <p>法面は張芝等により緑化するとともに、擁壁等の生ずる部分には周囲の自然環境との調和に留意した施工とし、必要により自然石等を検討する。</p> <p>付帯施設等は、許可取扱の工作物(建築物、道路)と同様とする。</p> <p>【雨竜線】 (一般道道暑寒別雨竜停車場線) 今後の交通量の増加に対応するため、線形拡幅等の整備のほか、舗装の整備に努めるとともに、周辺の自然環境や風致景観の保全に配慮した整備を行う。</p> <p>(町道暑寒別線) 一般道道暑寒別雨竜停車場線と同様。</p>	<p>【全路線】 整備改良に当たっては、できる限り既存敷地内にとどめるよう努め、自然環境を損なわないよう配慮する。自然林内を通る部分の改良等に当たっては、支障木の伐採を最小限にとどめる。</p> <p>法面は既存植生に配慮しながら緑化する。</p> <p>付帯施設等は、許可取扱の工作物(建築物、道路)と同様とする。</p> <p>【サロマ湖畔線】 【円山線】 【能取美岬線】 【ニツ岩美岬線】 【網走湖周回線】 【大曲線】 今後の整備については現道の改良程度にとどめる。</p> <p>【栄浦ワッカ線】 今後の整備については現道の改良程度にとどめ、海浜植生に及ぼす影響を極力排除する。</p> <p>【能取湖能取半島周回線】 今後の整備については、トンネル工事を早期に完成させるとともに、それ以外の地域は現道の改良程度にとどめる。</p>	<p>【全路線】 付帯施設等は、許可取扱の工作物(建築物、道路)と同様とする。</p> <p>法面等の緑化については、既存植生に配慮しながら早期に緑化する。</p> <p>【日高清水線】 (一般国道274号) 道路改良に当たっては、沿道の森林植生の保護に留意する。</p> <p>【額平川線】 道路改良に当たっては、周辺の自然環境や風致の維持に配慮する。</p> <p>【新冠川線】 【ペテカリ線】 危険箇所も多いことから道路改良に当たっては交通安全対策を講ずる。</p> <p>【アポイ線】 道路改良に当たっては、極力、現道を利用し、自然環境に配慮する。</p> <p>【幌満峡谷線】 道路改良に当たっては、周辺の自然環境に配慮しながら、歩道を併設した道路とする。</p> <p>【冬島旭線】 (一般国道336号) 【黄金道路線】 (一般国道336号) 道路改良に当たっては周辺の自然環境などに配慮する。</p>

※ 宿舎、道路(車道・自転車道)以外の公園事業については、各総合振興局又は振興局にお問い合わせください。

国定公園管理指針の公園事業取扱方針の概要

(平成27年1月末現在)

事業の種類	大沼国定公園	ニセコ積丹小樽海岸岬岨	暑寒別天売焼尻国定公園	網走国定公園	日高山脈襟裳国定公園
<p>道路（車道）</p> <p>【蕁菜沼小沼線】 現道の改良等に当たっては、長大法面が生じないように工法を取り入れるなど周囲の自然環境や景観の保全に配慮する。また、現道路から湖側は、湖岸の風致を維持するため、原則として拡幅を行わない。</p> <p>【大沼峠線】 現道の改良に当たっては、樹木の伐採を極力伴わない。</p> <p>【駒ヶ岳登山線】 大沼周回線から分岐する道路の一部に未開設区間があるので、今後の利用動向を踏まえて整備を図る。また、第1種特別地域を通過する部分については自然環境の保全に充分配慮する。</p>	<p>【倶知安ニセコ線】 道路改良に当たっては、極力、立木の伐採が生じないように努めるなど、お花畑の周辺の自然環境に配慮する。</p> <p>【岩内ニセコ線】 道路改良に当たっては、極力、立木の伐採が生じないように努めるなど、周辺の自然環境に配慮する。</p> <p>【雷電海岸線】 【積丹岬連絡線】 道路改良に当たっては、周辺の自然環境や海食崖景観などに配慮する。</p> <p>【朝日温泉線】 道路改良に当たっては、舗装の早期整備に努めるとともに、周辺の自然環境や風致の維持に配慮する。</p> <p>【ワイス連絡線】 【昆布連絡線】 【比羅夫連絡線】 道路改良に当たっては、周辺の自然環境や風致の維持に配慮する。</p> <p>【岩内蘭越線】 道路改良に当たっては、極力、立木の伐採が生じないように努める。</p>	<p>【雄冬線】 (国道231号線) 改良に当たっては、周囲の自然環境や海食崖景観等に配慮する。</p> <p>【大別荊山道線】 (旧国道) 必要最小限の改良にとどめ、周辺の自然環境に配慮する。</p> <p>【厚田浜益線】 今後の交通量の増加に対応するため、線形拡幅等の整備のほか、防雪、防護柵、歩道、その他道路維持のための整備を図り、道路改良に当たっては、周囲の自然環境や海食崖景観等に配慮する。</p> <p>【送毛山道線】 (村道毘砂別送毛線) 改良に当たっては、極力立木の伐採が生じないように努めるほか、周囲の自然環境に配慮する。</p> <p>【天売島周回線】 (道道天売島線) 【鷹の巣線】 (町道東浜緑丘線) 【焼尻島周回線】 (道道焼尻島線) 改良に当たっては、周囲の自然環境や風致景観に配慮する。</p>	<p>【能取砂嘴線】 今後の整備にあたっては既存道路は改良程度にとどめるものとし、特に湖口周辺の海浜植生に配慮する。また、湖口左岸から右岸間の整備は、今後の利用動向などを見ながら整備する。</p> <p>【天都山線】 今後の整備にあたっては、縦貫道路及び大曲線に至る道路は改良程度にとどめるものとし、呼人浦宿舎に至る道路は勾配が急なため線形改良が必要と考えられ、湖畔から望見されないような線形とするなど考慮し、支障木の伐採も最小限とする。</p>	<p>【襟裳岬線】 今後の整備については、歩道及びサイクリングロードを併設した整備を検討する。</p> <p>【豊似湖線】 今後の改良にあたっては、既存林道の改良にとどめ、できる限り、立木の伐採が生じないように努めるなど、周辺の自然環境に配慮する。</p>	

※ 宿舎、道路（車道・自転車道）以外の公園事業については、各総合振興局又は振興局にお問い合わせください。

国定公園管理指針の公園事業取扱方針の概要

(平成27年1月末現在)

事業の種類	大沼国定公園	ニセコ積丹小樽海岸国定公園	暑寒別天売焼尻国定公園	網走国定公園	日高山脈襟裳国定公園
道路（車道）		<p>【アンヌプリ南麓連絡線】 【モイワ連絡線】 道路改良は必要最小限とし、周辺の自然環境や風致の維持に配慮する。</p> <p>【成田温泉線】 道路改良に当たっては、舗装の早期整備を図るとともに、極力、立木の伐採が生じないように努め、周辺の自然環境や風致の維持に配慮する。</p> <p>【積丹縦貫線】 道路改良に当たっては、周辺の自然環境や海食崖などに配慮する。なお、現在進めている道路改良工事に伴い海食崖などが遠望出来なくなることから、廃道敷の取扱について関係機関と調整する。</p> <p>【盃温泉連絡線】 道路改良に当たっては、舗装の早期整備を図るとともに、周辺の自然環境や風致の維持に配慮する。</p> <p>【祝津連絡線】 道路改良に当たっては、現在の道路敷地内にとどめる。</p> <p>【神威岬線】 利用者の安全確保に努める。</p>			

※ 宿舎、道路（車道・自転車道）以外の公園事業については、各総合振興局又は振興局にお問い合わせください。

国定公園管理指針の公園事業取扱方針の概要

(平成27年1月末現在)

事業の種類	大沼国定公園	ニセコ積丹小樽海岸岨公園	暑寒別天売焼尻国定公園	網走国定公園	日高山脈襟裳国定公園
道路（自転車道）	<p>【大沼周回線】 整備に当たっては、周辺の自然環境に配慮して施工するものとし、湖岸景観や地形等も考慮して、歩道や自転車道は部分的に道路から分岐したルートも検討する。 また、現道路から湖側は、湖岸の風致を維持するため、原則として拡幅を行わない。 付帯施設等は、許可取扱の工作物（建築物、道路）と同様とする。</p>			<p>【網走常呂線】 整備に当たっては維持管理程度とし、最小限の改良や、利用動向等を見ながら、コースの概況案内図や休憩所等の配置などを検討する。また、車道や歩道との間の防護柵や交差点における安全施設などを検討する。</p>	

※ 宿舎、道路（車道・自転車道）以外の公園事業については、各総合振興局又は振興局にお問い合わせください。

※ 数値基準のない定性的な基準（例：「公園の保護又は利用に支障を及ぼすものでないこと。」といった基準。）については、個々の事案毎に現地の状況において判断し、必要な指導を行います。

8. 道立自然公園管理指針の許可、届出等取扱方針の概要（特別地域）【記載のない道立自然公園は管理指針が未策定】（平成27年1月末現在）

行為の種類	恵山道立自然公園	松前矢越道立自然公園【半島地域区】	狩場茂津多道立自然公園	厚岸道立自然公園	野付風蓮道立自然公園	朱鞠内道立自然公園	北オホーツク道立自然公園
工作物 (1) 建築物	屋根の形状 原則として勾配屋根。しかし、周囲の状況に応じ陸屋根も認める	原則として勾配屋根。ただし、周囲の状況に応じ陸屋根も認める	原則として勾配屋根。しかし、周囲の状況に応じ陸屋根も認める	原則として勾配屋根。しかし、周囲の状況に応じ陸屋根も認める	原則として勾配屋根。しかし、周囲の状況に応じ陸屋根も認める	原則として勾配屋根。しかし、周囲の状況に応じ陸屋根も認める	原則として勾配屋根。しかし、周囲の状況に応じ陸屋根も認める
	屋根の色彩 こげ茶系。しかし、周囲の状況に応じて赤錆色、暗緑色等も認める	こげ茶系。ただし、周囲の状況に応じて赤錆色、暗緑色等も認める	こげ茶系。しかし、周囲の状況に応じて赤錆色、暗緑色等も認める	こげ茶系。しかし、周囲の状況に応じて赤錆色、暗緑色等も認める	こげ茶系。しかし、周囲の状況に応じて赤錆色、暗緑色等も認める	こげ茶系。しかし、周囲の状況に応じて赤錆色、暗緑色等も認める	こげ茶とするほか周囲の状況に応じて赤錆色、暗緑色等も認める
	外壁の色彩 原則として茶色系、灰色、クリーム色、白色系又は自然材料素地	原則として茶色系、灰色、クリーム色、白色系又は自然材料素地	原則として茶色系、灰色、クリーム色、白色系等又は自然材料素地	原則として茶色系、灰色、クリーム色、白色系等又は自然材料素地	原則として茶色系、灰色、クリーム色、白色系等又は自然材料素地	原則として茶色系、灰色、クリーム色、白色系等又は自然材料素地	原則として茶色系、灰色、クリーム色、白色系等又は自然材料素地
	デザイン等 極力単純な形態とし、周囲の自然環境と調和のとれたもの※	極力単純な形態とし、周囲の自然環境と調和のとれたもの※	極力単純な形態とし、周囲の自然環境と調和のとれたもの※	極力単純な形態とし、周囲の自然環境と調和のとれたもの※	極力単純な形態とし、周囲の自然環境と調和のとれたもの※	極力単純な形態とし、周囲の自然環境と調和のとれたもの※	極力単純な形態とし、周囲の自然環境と調和のとれたもの※
	修景緑化 建築物周囲には在来種を用いた植栽を可能な限り行う	建築物周囲には在来種を用いた植栽を可能な限り行う	建築物周囲には在来種を用いた植栽を可能な限り行う	建築物周囲には在来種を用いた植栽を可能な限り行う	建築物周囲には在来種を用いた植栽を可能な限り行う	建築物周囲には在来種を用いた植栽を可能な限り行う	建築物周囲には郷土産樹木等により緑化を行う
(2) 道路	大型視線誘導標や電光掲示板等の支柱、防護柵、防護ネットは、こげ茶色又は亜鉛メッキ素地色を原則 主要道路の防雪柵は、不必要な期間の取り外しや折り畳み等を考慮 残土は、公園区域外に搬出	大型視線誘導標や電光掲示板等の支柱、防護柵、防護ネットは、こげ茶色又は亜鉛メッキ素地色を原則 主要道路の防雪柵は、不必要な期間の取り外しや折り畳み等を考慮 残土は、公園区域外に搬出	大型視線誘導標や電光掲示板等の支柱、防護柵、防護ネットは、こげ茶色又は亜鉛メッキ素地色を原則 主要道路の防雪柵は、不必要な期間の取り外しや折り畳み等を考慮 残土は、公園区域外に搬出	大型視線誘導標や電光掲示板等の支柱、防護柵は、こげ茶色又は亜鉛メッキ素地色を原則 主要道路の防雪柵は、不必要な期間の取り外しや折り畳み等を考慮 残土は、公園区域外に搬出	大型視線誘導標や電光掲示板等の支柱、防護柵は、こげ茶色又は亜鉛メッキ素地色を原則 主要道路の防雪柵は、不必要な期間の取り外しや折り畳み等を考慮 残土は、公園区域外に搬出	大型視線誘導標や電光掲示板等の支柱、防護柵、防護ネットは、こげ茶色又は亜鉛メッキ素地色を原則 主要道路の防雪柵は、不必要な期間の取り外しや折り畳み等を考慮 残土は、公園区域外に搬出	大型視線誘導標や電光掲示板等の支柱、防護柵、防護ネットは、こげ茶色又は亜鉛メッキ素地色を原則 主要道路の防雪柵は、不必要な期間の取り外しや折り畳み等を考慮 残土は、公園区域外に搬出

※ 建築物デザインの「極力単純な形態」とは、サイロなど特殊な用途の建築物を除き、原則として四角形の立方体を基本とし、切妻屋根などの勾配屋根を有する形状をいいます。また、「周辺の自然環境と調和のとれたもの」とは、街並み景観との調和を含みます。

※ 特別地域内の高さや建ぺい率、後退距離などの許可基準は、北海道立自然公園条例施行規則第18条に規定されています。

道立自然公園管理指針の許可、届出等取扱方針の概要（特別地域）【記載のない道立自然公園は管理指針が未策定】

（平成27年1月末現在）

行為の種類	恵山道立自然公園	松前矢越道立自然公園【半島地域区】	狩場茂津多道立自然公園	厚岸道立自然公園	野付風蓮道立自然公園	朱鞠内道立自然公園	北オホーツク道立自然公園
(2) 道路	裸地、法面は緑化を原則とし、周囲の自然植生に近い植物群落に速やかに復元するよう、適切な植物種及び緑化方法を用いる。 自然石や自然石に模した材料等の使用に努める	裸地、法面は緑化を原則とし、周囲の自然植生に近い植物群落に速やかに復元するよう、適切な植物種及び緑化方法を用いる。 自然石や自然石に模した材料等の使用に努める	裸地、法面は緑化を原則とし、周囲の自然植生に近い植物群落に速やかに復元するよう、適切な植物種及び緑化方法を用いる。 自然石や自然石に模した材料等の使用に努める	裸地、法面は緑化を原則とし、周囲の自然植生に近い植物群落に速やかに復元するよう、適切な植物種及び緑化方法を用いる。 自然石や自然石に模した材料等の使用に努める	裸地、法面は緑化を原則とし、周囲の自然植生に近い植物群落に速やかに復元するよう、適切な植物種及び緑化方法を用いる。 自然石や自然石に模した材料等の使用に努める	裸地、法面は緑化を原則とし、周囲の自然植生に近い植物群落に速やかに復元するよう、適切な植物種及び緑化方法を用いる。 自然石や自然石に模した材料等の使用に努める	裸地、法面は緑化を原則とし、周囲の自然植生に近い植物群落に速やかに復元するよう、適切な植物種及び緑化方法を用いる。 自然石や自然石に模した材料等の使用に努める
(3) 電柱、鉄塔、アンテナ等	極力共架とし、電柱の色彩はこげ茶色を原則 ----- 主要な道路沿線や利用拠点からの展望方向では極力、地下埋設 ----- 鉄塔・アンテナ等は、主要な展望地や利用動線における風致の保護に支障のある場所には新築しないことを原則とする。 鉄塔・アンテナ等が複数現存する場所では、建て替えの際可能な限り統合	極力共架とし、電柱の色彩はこげ茶色を原則 ----- 主要な道路沿線や利用拠点からの展望方向では極力、地下埋設 ----- 鉄塔・アンテナ等は、主要な展望地や利用動線における風致の保護に支障のある場所には新築しないことを原則とする。 鉄塔・アンテナ等が複数現存する場所では、建て替えの際に統合	極力共架とし、電柱の色彩はこげ茶色を原則 ----- 主要な道路沿線や利用拠点からの展望方向では極力、地下埋設 ----- 鉄塔・アンテナ等は、主要な展望地や利用動線における風致の保護に支障のある場所には新築しないことを原則とする	極力共架とし、電柱の色彩はこげ茶色を原則 ----- 主要な道路沿線や利用拠点からの展望方向では極力、地下埋設 ----- 鉄塔・アンテナ等は、主要な展望地や利用動線からの景観に支障のある場所には新築しないことを原則とする	極力新築しない ----- 主要な道路沿線や利用拠点からの展望方向では極力、地下埋設 ----- 鉄塔・アンテナ等は、主要な展望地や利用動線からの景観に支障のある場所には新築しないことを原則とする	極力共架とし、電柱の色彩はこげ茶色を原則 ----- 主要な道路沿線や利用拠点からの展望方向では極力、地下埋設 ----- 鉄塔・アンテナ等は、主要な展望地や利用動線における風致の保護に支障のある場所には新築しないことを原則とする	極力共架とし、電柱の色彩はこげ茶色を原則 ----- 主要な道路沿線や利用拠点からの展望方向では極力、地下埋設 ----- 鉄塔・アンテナ等は、主要な展望地や利用動線における風致の保護に支障のある場所には新築しないことを原則とする

※ 特別地域内の高さや後退距離などの許可基準は、北海道立自然公園条例施行規則第18条に規定されています。

※ 数値基準のない定性的な基準（例：「公園の保護又は利用に支障を及ぼすものでないこと。」といった基準。）については、個々の事案毎に現地の状況において判断し、必要な指導を行います。

道立自然公園管理指針の許可、届出等取扱方針の概要（特別地域） 【記載のない道立自然公園は管理指針が未策定】 (平成27年1月末現在)

行為の種類	恵山道立自然公園	松前矢越道立自然公園	狩場茂津多道立自然公園	厚岸道立自然公園	野付風蓮道立自然公園	朱鞠内道立自然公園	北オホーツク道立自然公園
(4) その他の工作物	<p>主要な展望地や利用動線からの景観に配慮。 色彩は、原則として茶色系、灰色系、白色系等又は自然材料素地</p>	<p>【島嶼区】 色彩は、原則として茶色系、灰色、黒色、白色系等又は自然材料素地。裸地等には、在来種を用いた植栽を可能な限り行う</p> <p>【半島地域区】 主要な展望地や利用動線からの景観に配慮。 色彩は、原則として茶色系、灰色系、白色系等又は自然材料素地。</p>	<p>主要な展望地や利用動線からの景観に配慮。 色彩は、原則として茶色系、灰色系、白色系等又は自然材料素地。</p>	<p>主要な展望地や利用動線からの景観に配慮。 色彩は、原則として茶色系、灰色系、白色系等又は自然材料素地。</p>	<p>主要な展望地や利用動線からの景観に配慮。 色彩は、原則として茶色系、灰色系、白色系等又は自然材料素地。</p>	<p>主要な展望地や利用動線からの景観に配慮。 色彩は、原則として茶色系、灰色系、白色系等又は自然材料素地。</p>	<p>主要な展望地や利用動線からの景観に配慮。 色彩は、原則として茶色系、灰色系、白色系等又は自然材料素地。</p>
木竹の伐採	<p>主要道路沿線や利用拠点からの眺望の対象場所については、風致の保護に配慮した施業方法</p>	<p>【島嶼区】 原則、学術研究や生態調査等に限る</p> <p>【半島地域区】 主要道路沿線や利用拠点からの眺望の対象場所については、風致の保護に配慮した施業方法</p>	<p>主要道路沿線や利用拠点からの眺望の対象場所については、風致の保護に配慮した施業方法</p>	<p>主要道路沿線や利用拠点からの眺望の対象場所や湿原の保全上重要な地域に当たる森林については、風致景観に十分配慮した施業方法</p>	<p>主要道路沿線や利用拠点からの眺望の対象場所や保全上重要な地域に当たる森林については、風致景観に十分配慮した施業方法</p>	<p>主要道路沿線や利用拠点からの眺望の対象場所については、風致の保護に配慮した施業方法</p>	<p>主要道路沿線や利用拠点からの眺望の対象場所については、自然環境の保全に留意した施業方法</p>
植物の採取、損傷	<p>公園利用者の多い時期、場所での採取や損傷は、極力避ける</p>	<p>【島嶼区】 原則、学術研究や生態調査等に限る</p> <p>【半島地域区】 公園利用者の多い時期、場所での採取や損傷は、極力避ける</p>	<p>公園利用者の多い時期、場所での採取や損傷は、極力避ける</p>	<p>公園利用者の多い時期、場所での採取や損傷は、極力避ける</p>	<p>公園利用者の多い時期、場所での採取や損傷は、極力避ける</p>	<p>公園利用者の多い時期、場所での採取や損傷は、極力避ける</p>	<p>公園利用者の多い時期、場所での採取や損傷は、極力避ける。 行為者には採取等に係る調査結果の報告を求め、公園の保護管理に活用を図る</p>

※ 特別地域内の伐採率などの許可基準は、北海道立自然公園条例施行規則第18条に規定されています。

道立自然公園管理指針の許可、届出等取扱方針の概要（特別地域）

【記載のない道立自然公園は管理指針が未策定】

（平成27年1月末現在）

行為の種類	恵山道立自然公園	松前矢越道立自然公園	狩場茂津多道立自然公園	厚岸道立自然公園	野付風蓮道立自然公園	朱鞠内道立自然公園	北オホーツク道立自然公園
広告物 (1) 指導標 案内板	設置場所 設置目的を考慮し、展望や風致に支障がないよう適切に配置	【島嶼区】 大島は、原則、防災等に必要不可欠なものに限る。 【半島地域区】 設置目的を考慮し、展望や風致に支障がないよう適切に配置	設置目的を考慮し、展望や風致に支障がないよう適切に配置	設置目的を考慮し、展望や風致に支障がないよう適切に配置	設置目的を考慮し、展望や風致に支障がないよう適切に配置	設置目的を考慮し、展望や風致に支障がないよう適切に配置	利用上の効果を考え、適切な設置箇所を検討するとともに展望や風致に支障がないよう配慮
色 彩	こげ茶色、黒、白を基調。ただし、部分的な使用であれば赤、青、緑等の原色も認める	【島嶼区】 原則、茶色系、灰色、黒色、白色系等又は自然材料素地。ただし、部分的な使用であれば赤、青、緑等の原色も認める。 【半島地域区】 こげ茶色、黒、白を基調。ただし、部分的な使用であれば赤、青、緑等の原色も認める	こげ茶色、黒、白を基調。ただし、部分的な使用であれば赤、青、緑等の原色も認める	こげ茶色、黒、白を基調。ただし、部分的な使用であれば赤、青、緑等の原色も認める	こげ茶色、黒、白を基調。ただし、部分的な使用であれば赤、青、緑等の原色も認める	こげ茶色、黒、白を基調。ただし、部分的な使用であれば赤、青、緑等の原色も認める	こげ茶色、黒、白を基調。ただし、部分的な使用であれば赤、青、緑等の原色も認める
(2) 営業用 広告物	設置場所 極力、自然材料 現に営業を行っている敷地以外の設置は認めない。店舗等が主要道路に面していない場合、必要最小限の誘導標識を進入分岐点に認める。多数設置される場所は、集合看板	設置場所 極力、自然材料 【半島地域区】 現に営業を行っている敷地以外の設置は認めない。店舗等が主要道路に面していない場合は、必要最小限の誘導標識を進入分岐点に認める。多数設置される場所は、集合看板	設置場所 極力、自然材料 現に営業を行っている敷地以外の設置は認めない。店舗等が主要道路に面していない場合は、必要最小限の誘導標識を進入分岐点に認める。多数設置される場所は、集合看板	設置場所 極力、自然材料 現に営業を行っている敷地以外の設置は認めない。店舗等が主要道路に面していない場合は、必要最小限の誘導標識を進入分岐点に認める。多数設置される場所は、集合看板	設置場所 極力、自然材料 現に営業を行っている敷地以外の設置は認めない。店舗等が主要道路に面していない場合は、必要最小限の誘導標識を進入分岐点に認める。多数設置される場所は、集合看板	設置場所 極力、自然材料 現に営業を行っている敷地以外の設置は認めない。店舗等が主要道路に面していない場合は、必要最小限の誘導標識を進入分岐点に認める。多数設置される場所は、集合看板	設置場所 極力、自然材料 現に営業を行っている敷地以外の設置は認めない。店舗等が主要道路に面していない場合は、必要最小限の誘導標識を進入分岐点に認める。多数設置される場所は、集合看板

※ 特別地域内の高さや表示面積などの許可基準は、北海道立自然公園条例施行規則第18条に規定されています。

道立自然公園管理指針の許可、届出等取扱方針の概要（特別地域） 【記載のない道立自然公園は管理指針が未策定】 (平成27年1月末現在)

行為の種類	恵山道立自然公園	松前矢越道立自然公園	狩場茂津多道立自然公園	厚岸道立自然公園	野付風蓮道立自然公園	朱鞠内道立自然公園	北オホーツク道立自然公園
(2) 営業用 広告物	こげ茶色、黒、白を基調。ただし、部分的な使用であれば赤、青、緑等の原色も認める	【半島地域区】 こげ茶色、黒、白を基調。ただし、部分的な使用であれば赤、青、緑等の原色も認める	こげ茶色、黒、白を基調。ただし、部分的な使用であれば赤、青、緑等の原色も認める	こげ茶色、黒、白を基調。ただし、部分的な使用であれば赤、青、緑等の原色も認める	こげ茶色、黒、白を基調。ただし、部分的な使用であれば赤、青、緑等の原色も認める	こげ茶色、黒、白を基調。ただし、部分的な使用であれば赤、青、緑等の原色も認める	こげ茶色、黒、白を基調。ただし、部分的な使用であれば赤、青、緑等の原色も認める
材 料	極力、自然材料	【半島地域区】 極力、自然材料	極力、自然材料	極力、自然材料	極力、自然材料	極力、自然材料	極力、自然材料

※ 特別地域内の高さや表示面積などの許可基準は、北海道立自然公園条例施行規則第18条に規定されています。

また、普通地域内の届出の対象となる工作物の規模は、北海道立自然公園条例施行規則第34条に規定されています。

※ 数値基準のない定性的な基準（例：「公園の保護又は利用に支障を及ぼすものでないこと。」といった基準。）については、個々の事案毎に現地の状況において判断し、必要な指導を行います。

9. 道立自然公園管理指針の公園事業取扱方針の概要

【記載のない道立自然公園は管理指針が未策定】

(平成27年1月末現在)

事業の種類	恵山道立自然公園	松前矢越道立自然公園	狩場茂津多道立自然公園	厚岸道立自然公園	野付風蓮道立自然公園	朱鞠内道立自然公園	北オホーツク道立自然公園
<p>宿舎</p> <p>旅館業法の許可を必要とする施設で、不特定多数の公園利用者の宿泊の用に供するもの。別荘、分譲ホテル、保養所、社員寮、下宿を除く。</p>	<p>【全地区】</p> <p>宿泊施設は必要最小限とし、デザイン、色彩等は許可取扱と同様</p> <p>【川波温泉、大船下の湯】</p> <p>地区の利用のあり方検討した上で取り扱う</p> <p>【恵山温泉】</p> <p>利用動向を踏まえ、検討する</p> <p>【水無温泉】</p> <p>海岸景観に与える影響に配慮する</p> <p>【大船上の湯】</p> <p>拠点としての利用目的を考慮する</p>	<p>【知内温泉】</p> <p>宿泊施設は必要最小限とし、デザイン、色彩等は許可取扱と同様。地区の利用のあり方検討した上で取り扱う</p>	<p>【賀老高原集団施設地区】</p> <p>デザイン、色彩等は許可取扱と同様統一性のあるもの。地区の利用のあり方検討した上で取り扱う</p> <p>【須築、千走温泉、熊辰溪谷】</p> <p>宿泊施設は必要最小限とし、デザイン、色彩等は許可取扱と同様。地区の利用目的を考慮する</p>	<p>【十町瀬、知方学】</p> <p>宿泊施設は必要最小限とし、デザイン、色彩等は許可取扱と同様。地区の利用のあり方検討した上で取り扱う</p>	<p>【尾岱沼】</p> <p>地区の利用目的を考慮する</p> <p>【走古丹】</p> <p>地区の利用のあり方検討した上で取り扱う</p>	<p>【朱鞠内湖畔】</p> <p>宿泊施設は必要最小限とし、デザイン、色彩等は許可取扱と同様。拠点としての利用目的を考慮する</p>	<p>【クッチャロ湖集団施設地区】</p> <p>デザインは、極力単純な形態とし、周囲の自然環境と調和のとれたもの。</p> <p>原則として勾配屋根。</p> <p>やむを得ず陸屋根の場合、原則、パラペット。</p> <p>屋根の色彩は、こげ茶とするほか周囲の状況に応じ赤錆色、暗緑色等も認める。</p> <p>外壁の色彩は、原則として茶色系、灰色、クリーム色、白色系等又は自然材料素地。</p> <p>高さ 20m以下後退距離は、湖岸や道路から極力後退させる</p>

※ 宿舎、道路（車道）以外の公園事業については、各総合振興局又は振興局にお問い合わせください。

※ 数値基準のない定性的な基準（例：「公園の保護又は利用に支障を及ぼすものでないこと。」といった基準。）については、個々の事案毎に現地の状況において判断し、必要な指導を行います。

道立自然公園管理指針の公園事業取扱方針の概要

【記載のない道立自然公園は管理指針が未策定】

(平成27年1月末現在)

事業の種類	恵山道立自然公園	松前矢越道立自然公園	狩場茂津多道立自然公園	厚岸道立自然公園	野付風蓮道立自然公園	朱鞠内道立自然公園	北オホーツク道立自然公園
道路(車道)	<p>【基本方針】 整備に当たっては、周辺の植生や景観に与える影響に配慮し、自然改変を最小限とする。 付帯施設等は、許可取扱の工作物に準じる。</p> <p>【白尻豊崎線】 (旧・大船川線)</p> <p>【函館南茅部線】 (旧・川汲函館線)</p> <p>【恵山線】</p> <p>【川汲公園線線】 整備に当たっては、野生生物へ与える影響について配慮するなど、自然改変を最小限とする。</p> <p>【元村恵山線】 (旧・御崎元村線)</p> <p>【南茅部戸井線】 (一般国道278号、主要道道函館恵山線) 整備に当たっては、海岸景観へ与える影響について配慮するなど、自然改変を最小限とする。</p>	<p>【基本方針】 整備に当たっては、周辺の植生や景観に与える影響に配慮し、自然改変を最小限とする。 付帯施設等は、許可取扱の工作物の道路に準じる。</p> <p>【湯の里線】 整備に当たっては、野生生物へ与える影響について配慮するなど、自然改変を最小限とする。</p> <p>【小谷石渡島知内停線】</p> <p>【岩部渡島福島停線】</p> <p>【函館江差線】 (一般国道228号) 整備に当たっては、海岸景観へ与える影響について配慮するなど、自然改変を最小限とする。</p>	<p>【基本方針】 整備に当たっては、自然改変を最小限とするとともに、周辺の植生や野生動物に与える影響に配慮する。 付帯施設等は、許可取扱の工作物の道路に準じる。</p> <p>【海岸周回線】 (一般国道229号) 整備に当たっては、自然改変を最小限とし風致の維持に配慮する。</p> <p>【泊川溪谷線賀老溪谷線】 改良に当たっては、自然改変を最小限とし、風致の維持に配慮するとともに、野生生物へ与える影響についても配慮する。 未整備区間については、当地区の利用のあり方を検討した上で取り扱う。</p>	<p>【基本方針】 整備に当たっては、自然改変を最小限とするともに、周辺の植生や野生動物に与える影響に配慮する。 付帯施設等は、許可取扱の工作物の道路に準じる。</p> <p>【厚岸浜中海岸線】 (主要道道別海厚岸線一般道道霧多布線) 整備に当たっては、自然改変を最小限とし風致の維持に配慮するとともに、野生動植物へ与える影響についても配慮する。</p> <p>【アイカップ崎線】</p> <p>【茶内火散布線】 (一般道道火散布茶内停車場線)</p> <p>【尻羽岬線】</p> <p>【知方学線】</p> <p>【昆布森仙鳳趾線】 (主要道道根室浜中釧路線) 改良・整備に当たっては、自然改変を最小限とし、風致の維持に配慮する。</p>	<p>【基本方針】 整備に当たっては、周辺の植生や野生動物に与える影響に配慮し、自然改変を少なくする。 付帯施設等は、許可取扱の工作物の道路に準じる。</p> <p>【野付崎線】 (一般道道野付風蓮公園線)</p> <p>【尾岱沼線】 (一般国道224号)</p> <p>【風蓮湖岸線】 (一般国道44号、24号)</p> <p>【別海・走古丹線】 (一般道道風蓮湖公園線) 整備に当たっては、野生動植物へ与える影響について配慮するなど、自然改変を最小限とする。</p> <p>【ヤリムカシ線】 当地区の利用のあり方を検討した上で取り扱う。</p>	<p>【基本方針】 整備に当たっては、周辺の植生や景観に与える影響に配慮し、自然改変を最小限とする。 付帯施設等は、許可取扱の工作物の道路に準じる。</p> <p>【雨竜旭川線】 (道道雨竜旭川線)</p> <p>【朱鞠内風蓮線】 (旧・添中内風蓮線、道道朱鞠内風蓮線)</p> <p>【朱鞠内母子里線】 (旧・北竜美深線、国道275号)</p> <p>【落之台朱鞠内線】 (旧・朱鞠内落之台線、道道落之台朱鞠内停車場線)</p> <p>【滝の沢線】</p> <p>【名寄遠別線】 (道道名寄遠別線) 改良に当たっては、自然改変を最小限とし、野生生物に与える影響や風致の維持に配慮する。</p>	<p>【全路線】 付帯施設等は、許可取扱の工作物(建築物、道路)と同様とする。</p> <p>【ボン沼線】 (道道浅茅野台地浜頓別線)</p> <p>【山軽線】 整備に当たっては、周辺の植生や景観に与える影響に配慮し、自然改変を最小限とする。</p> <p>【湖畔線】 整備に当たっては、自然改変を最小限とし、風致景観の維持に努めるとともに野生生物に与える影響に配慮する。</p> <p>【斜内線】 整備に当たっては、自然改変を最小限とし、風致の維持に努める。</p>

※ 宿舎、道路(車道)以外の公園事業については、各総合振興局又は振興局にお問い合わせください。

道立自然公園管理指針の公園事業取扱方針の概要

【記載のない道立自然公園は管理指針が未策定】

(平成27年1月末現在)

事業の種類	恵山道立自然公園	松前矢越道立自然公園	狩場茂津多道立自然公園	厚岸道立自然公園	野付風蓮道立自然公園	朱鞠内道立自然公園	北オホーツク道立自然公園
道路（車道）	<p>【汐首展望線】 当地区のあり方を検討した上で取り扱う。</p>		<p>【狩場山麓縦貫線】 改良に当たっては、自然改変を最小限とし、風致の維持に配慮するとともに、野生生物へ与える影響についても配慮する。</p> <p>【馬場川線】 【太櫓海岸線】 改良に当たっては、自然改変を最小限とし、風致の維持に配慮する。</p>	<p>【床潭線】 (一般道床潭築紫恋線) 改良に当たっては、自然改変を最小限とする。</p> <p>【アヤマが原線】 【糸魚沢藻散布線】 規模、構造は現状程度とする。</p> <p>【糸魚沢風潤線】 整備に当たっては、風致の維持や湿原生態系に影響を与えないよう配慮する。</p> <p>【初無敵線】 【十町瀬線】 【有明線】 当地区の利用のあり方を検討した上で取り扱う。</p> <p>【霧多布湿原線】 (主要道琵琶瀬茶内停車場線) 整備に当たっては、湿原の植生等に影響を与えないよう十分に配慮する。</p>			<p>【ウスタイベ線】 (国道238号線) 整備に当たっては、自然改変を最小限とし、風致の維持に配慮する。</p> <p>【カムイト沼線】 整備に当たっては、周辺の植生や景観に与える影響に配慮し、自然改変を最小限とする。</p>

※ 宿舎、道路（車道）以外の公園事業については、各総合振興局又は振興局にお問い合わせください。

※ 数値基準のない定性的な基準（例：「公園の保護又は利用に支障を及ぼすものでないこと。」といった基準。）については、個々の事案毎に現地の状況において判断し、必要な指導を行います。

